

【解体工事費補助事業の流れ】

補助対象工事

耐震診断の判定値が1.0未満又は耐震診断調査票により倒壊の危険性があると判断できる延べ面積30㎡以上の木造住宅について、1棟すべてを解体、運搬、処分する解体工事。

【手続き方法】

耐震診断結果又は耐震診断調査票にて補助対象確認

補助金交付申請(様式第1-3号)

添付書類

- ・申請者と所有者が異なる場合同意書(様式第2号)
- ・建築年及び所有者が確認できる書類
- ・住宅の位置を示す案内図、配置図、各階平面図
- ・耐震診断結果報告書の写し又は耐震診断調査票
- ・見積書
- ・通帳等の写し

電子申請又は書類提出 ⇒

交付決定通知



要注意

交付決定前の契約や着手は、**補助金の対象外**となり

契 約

建設リサイクル法等の手続き

建設リサイクル法

床面積80㎡以上の解体工事が対象

解体工事 着手



電子申請又は書類提出 ⇒

実績報告書(様式第8号)

添付書類

- ・領収書等の写し
- ・写真(施工前・中・後)
- ・請負契約書の写し 等

～2月末
提出締切

補助金 確定通知

◎ 請求後

請求後、約1ヶ月で口座へ入金
市からの入金連絡はありません。

～3月末
請求締切

補助金 請求書